



ままごとハウスを寄贈いただきました

宮津高校建築科からつばきこども園へ

子育て応援課 ☎ 43-9024

木製のベンチや椅子、加悦中の生徒が作った積み木もいただきました。



宮津高校の生徒と児童たちで記念撮影

2月25日、宮津高校建築科3年生の22人からつばきこども園に、ままごとハウスを寄贈いただきました。京都府内産のヒノキの間伐材を使っただけで、加悦の地を走っていた旧加悦鉄道の蒸気機関車をイメージしたデザインで、煙突や丸いぞき窓が取り付けられています。この日は、10人の生徒が園を訪れ、生徒を代表して大江涼亜さんは「私たち3年生最後の作品です。仲良く使ってください」とあいさつ。園児たちは声を合わせて「頑張って作ってくれてありがとうございます」とお礼の言葉を伝えました。お披露目後、園児たちは一斉に駆け寄り、笑顔いっぱい遊んでいました。



児童が協力し、思いやりの心を育む

人権の花運動

住民環境課 ☎ 43-9030



感謝状を受ける三河内小学校の小林校長（左）

3月16日、与謝野町・法務局・人権擁護委員で構成される丹後・中丹人権啓発活動地域ネットワーク協議会から三河内小学校に、人権の花運動の感謝状と記念品が贈られました。昨年10月に4年生の14人が球根を植え付け、友だちと協力しながら育ててきた人権の花「スイセン」と「アネモネ」は、きれいな花を咲かせていました。この運動は、児童が協力し花を育てることを通して、協力することの大切さ、生命の尊厳を実感し、優しさや思いやりの心を体得することを目的に実施しています。



新たなコミュニティを育む施設が完成

宝くじ助成金で温江地区公民館を新築整備

企画財政課 ☎ 43-9015



新築された温江地区公民館

地域コミュニティ活動の発展を目的に、一般財団法人自治総合センターの自治宝くじ受託事業収入を財源とするコミュニティ助成金を受け、温江区に地区公民館が新築整備されました。整備に当たり西村良久温江区长は「生まれ変わった温江地区公民館が一層の地域コミュニティ活動の促進に寄与し、老若男女が集うことで笑顔あふれる地域になってくれるよう、温江地区公民館を有効に活用していかなければならないと大変身の引き締まる思いです」と話していました。宝くじ助成事業は、皆さんが購入された宝くじを財源として、コミュニティの健全な発展を支援しています。

お知らせとお願い

国民健康保険

保健課 ☎ 43-9022

【未就学児を扶養されている方】 未就学児均等割額を5割軽減します

未就学児1人あたりの均等割額（年度額）

法定軽減割合	均等割額 (法定軽減後)	未就学児減額分	減額後均等割
7割軽減世帯	9,750円	4,875円	4,875円
5割軽減世帯	16,250円	8,125円	8,125円
2割軽減世帯	26,000円	13,000円	13,000円
軽減なし世帯	32,500円	16,250円	16,250円

※ 表中の均等割額は医療分と支援金分の合計額です
※ 均等割額は、国民健康保険に加入しているすべての人に一律で負担していただくものです
※ 税額端数処理のため、減額後均等割額が異なる場合があります
※ 所得が未申告の世帯は、減額適用されませんので所得申告をお願いします

令和4年度から、子育て世帯への経済的負担を軽減するため、国民健康保険に加入している子ども（未就学児）の均等割額を5割軽減します。未就学児の軽減を受けるための申請は不要です。すでに、低所得者の均等割軽減（7割、5割、2割）が適用されている場合は、当該軽減後の均等割額の5割を減額します。

【国保の脱退・加入、町外へ転出する方】 国民健康保険への届け出をお忘れなくお願いします

就職や退職により国民健康保険を脱退・加入される方

就職または退職により社会保険等に加入・脱退する場合、国民健康保険の脱退または加入の届け出が必要です。なお、マイナンバーカードを持っておられる方も手続きは必要ですのでご注意ください。届け出には、マイナンバー（個人番号）の記載と本人確認が必要となるため、届け出の際は、マイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカードなど）や本人確認のできるもの（運転免許証など）の持参をお願いします。

社会保険等を脱退し国民健康保険へ加入するとき

持参物 ▼社会保険等の資格喪失証明書または脱退証明書 ▼認印 ▼マイナンバーがわかるもの ▼本人確認のできるもの
備考 退職後も引き続き社会保険等に加入できる場合があります。詳しくは、お勤めの事業所などに確認してください。

社会保険等へ加入し国民健康保険を脱退するとき

持参物 ▼社会保険証または社会保険等の加入証明書など ▼国民健康保険証 ▼認印 ▼マイナンバーがわかるもの ▼本人確認のできるもの
備考 届け出がないと、保険税が課税されたままとなりますのでご注意ください。

就学により他市町村へ転出する方

国民健康保険は、原則住所地での加入となりますが、就学により他市町村へ転出される方は、親元の国民健康保険に加入することができます。該当する方は、保健課で申請ができます。持参物 ▼就学を確認できるもの（学生証、在学証明書、合格通知書など） ▼お持ちの国民健康保険証 ▼認印
備考 現在、就学により転出している与謝野町国民健康保険に加入の方で、就職等により学生でなくなる方は、国民健康保険の喪失手続きが必要です。